国の登録有形文化財「村野家住宅」特別見学会（31年度前半分）のお知らせ

柳窪見学会2019春

内内で唯一の茅葺民家「村野家住宅」を特別公開します。「村野家住宅」は江戸時代から明治期にかけての景観が残る柳窪にあり、平成23年に、主屋・離れ・土蔵3棟・薬医門・中雀門の7件が国の登録有形文化財になっています。

同住宅は個人住宅であるため普段は見学ができませんが、NPO法人と顧想園サポートクラブが主催し、市教育委員会が協力して特別見学会を行います。この機会にぜひご見学ください。

詳しくは郷土資料室☎472・0051または各主催者へ。

黒目川源流域の遊歩道を巡り、村野家を含めた柳窪旧集落の古民家5軒を見学します。午前の部は集落巡りの途中で柳窪囃子の山車巡行と出会えるかもしれません。午後の部は天神社で柳窪囃子を鑑賞します。主催はNPO法人「東久留米の水と景観を守る会」「柳窪の環境・景観の保全を考える会」。

【日時】4月27日（土）午前10時からと、午後1時からの2回。所要時間は約2時間半

【集合場所】西武バス「柳窪一丁目」バス停（武21系統東久留米駅発〈錦城高校前経由武蔵小金井駅行き〉から南へ80㍍先の四つ角・コンビニエンスストア前

【定員】各回30人（応募者多数の場合は抽選）

【参加費】600円（資料・保険代など）

申し込みは4月17日（水）までに（必着）、はがきに氏名（同伴2人まで連記可）、申込者全員の郵便番号、住所、電話番号（お持ちの方は携帯電話）、午前・午後の希望を記入の上、〒203－0023、南沢1ノ5ノ13ノ002、西武石百合子宛て郵送または電子メール（mizu.keikan@gmail.com）で送信を。

詳しくは東久留米の水と景観を守る会・武石☎472・0342、または同会・鈴木☎090・2210・5305へ。

▲「新蔵」

▲「主屋」

▲「薬医門」

▲「離れ」

村野家住宅特別見学会

村野家住宅のみの特別見学会です。主催は顧想園（村野家）サポートクラブ。

【日時】①5月10日（金）、②6月16日（日）のいずれも午前10時からと、午後1時からの各2回

【集合場所】「村野家住宅」前（柳窪4ノ15ノ41、西武バス「柳窪一丁目」バス停から徒歩11分。途中案内標識あり）

【定員】各回先着30人

【参加費】500円（資料・茶菓子代、維持協力費）

申し込みは①が4月25日（木）、②が6月7日（金）までに（いずれも必着）、往復はがきに氏名（同伴2人まで連記可）、住所、電話番号、参加希望日と午前・午後の希望、返信用に宛名を記入の上、〒187－0041、小平市美園町1ノ6ノ1ノ207、株式会社兼七内「村野家住宅特別見学会係」宛て郵送を。

詳しくは同係☎042・344・6735または市郷土資料室☎472・0051へ。

スポーツ

第60回市民バドミントン大会

～市バドミントン連盟主催

【日時】5月5日（祝）午前9時半開始予定（9時集合）

【会場】スポーツセンター

【内容・種目】ダブルス個人戦▼カテゴリー　1部＝大会2部1位・2位経験者および希望者　2部＝本大会3部1位・2位経験者、本大会過去3年1部入賞者または45歳以上の方　3部＝本大会3部1位・2位入賞者が含まれない組または50歳以上の方　4部＝競技経験2年以下、またはそのレベルと認められた方（高校生を除く）　シニアの部＝大会当日の年齢が55歳以上の方

【対象】市内在住・在勤・在学・在クラブで高校生以上の方

【費用】1人1000円、連盟非登録者は別途500円

申し込みと詳しくは4月27日（土）までに（必着）、はがきに氏名・住所・電話番号・生年月日・在クラブの場合はクラブ名・希望カテゴリーを記入の上、〒203－0033、滝山5ノ1ノ2、大会事務局「ガット張りのお店プレンティ」宛て郵送、または電子メール（hugashikurume_bad@yahoo.co.jp）で送信を。

第92回市民テニス大会

～市テニス連盟主催

【日時・内容】男子ダブルス1・2部、女子ダブルス1・2部＝5月12日（日）（予備日は19日）▼壮年ダブルスA（男子50歳以上、女子40歳以上）および壮年ダブルスB（男子65歳以上、女性55歳以上）＝5月26日（日）（予備日は6月2日）

【会場】市内各テニスコート

【対象】市内在住・在勤・在学・在テニススクールで高校生以上の方

【費用】1ペア2000円

【ご注意】エントリー後のメンバー変更や参加費の返金はできません

【その他】試合時間・会場などは、後日ドロー表を郵送します

申し込みは4月16日（火）までに、郵便振替（00190－2－63236）、加入者名「東久留米市テニス連盟」で、通信欄に郵便番号・住所・氏名・参加種目、市外の方は在勤先・学校名、スクール名を記入の上、参加費を振り込んでください。また連盟役員への直接申し込みもできます。

詳しくは同連盟・小野寄☎478・5881（夜間）へ。

ターゲットバードゴルフ初心者教室

～市体育協会主催、市ターゲットバードゴルフ協会主管

ゴルフクラブ1本で18ホールを回るミニゴルフです。シニアの健康維持・増進に最適なスポーツです。初めての方も気軽にご参加ください。

【日時】5月7日・14日・21日のいずれも火曜日、午前9時～正午（予備日は28日）

【会場】滝山球場

【対象】60歳以上の方

【費用】無料

【その他】用具の貸し出しあり。運動ができる服装・運動靴で

申し込みと詳しくは市体育協会☎470・2722へ。

ボールで遊ぼう 知的障がい者向けフットサル教室

【日時】4月13日（土）午前10時～正午（9時45分から受け付け）

【会場】スポーツセンター

【対象】愛の手帳をお持ちの方

【費用】100円（保険代など）

【持ち物】室内履き、飲み物

【その他】ニュースポーツデーのイベント内で行います。運動ができる服装で

申し込みは4月12日（金）までに同センター☎470・7900へ（当日受け付けも可）。

詳しくは生涯学習課☎470・7784へ。

ジュニア体験 クライミング

～市体育協会主催

【日時】4月6日・27日、5月25日のいずれも土曜日、午後4時45分～6時15分

【会場】スポーツセンター

【対象】小・中学生

【講師】市山岳連盟

【費用】無料

当日直接会場へ。

詳しくは同協会事務局☎470・2722へ。

ニュースポーツデー

～スポーツ推進委員会

【日時】4月13日（土）午前10時～午後4時

【会場】スポーツセンター

【内容】ミニテニス、ネオテニス、ソフトバレーボール、ユニカール、ラージボール卓球、スカットボール、ネオホッケー

【費用】100円

【ご注意】知的障がい者向けフットサル教室を同時開催のため、混雑する場合があります

【持ち物】上履き

当日直接会場へ。

詳しくは生涯学習課☎470・7784へ。

クライミング体験会

～市山岳連盟主催

【日時】4月16日、5月7日、6月4日のいずれも火曜日、午後7時～9時

【会場】スポーツセンター

【内容】トップロープによるスポーツクライミング体験

【対象】高校生以上のクライミング初心者

【定員】先着10人程度

【費用】500円

当日直接会場へ。

詳しくは同連盟・藤重☎090・4240・6393へ。

※市外局番は書いてあるものを除きすべて042です。

新入社員などに対する防火防災教育をしましょう

消防法では、一定規模以上の防火対象物に、防火管理者を選任し、消防計画を作成することを義務付けています。その消防計画の中には、組織的に災害に対応するための自衛消防の組織の編成や、従業員の災害時の任務などが定められています。

事業所では、災害が発生した場合には、消防計画に基づき、119番通報、初期消火、避難誘導、応急救護などの自衛消防活動を行うことになります。

新入社員は仕事はもちろんのこと、建物内の様子も分からず、消火器、避難器具などの消防用設備の位置や使用方法、避難経路も十分に把握していないのが実情です。

いざというときに119番通報や初期消火、避難誘導がスムーズにできるよう教育訓練を行い、新入社員を含めた従業員全員が防火・防災上の役割などを具体的かつ十分に認識することが必要です。

詳しくは東久留米消防署自衛消防担当☎471・0119（内線610）へ。

みのり塾「竹林を整えるお手伝いをしよう！」を開催します

竹林公園でタケノコを間引く体験をしてみませんか。

主催は東久留米市民環境会議環境学習部会。共催は子どもセンターひばり、学校法人自由学園、NPO法人ゆいまーる南沢。

【日時】4月14日（日）午前10時～正午（雨天中止）

【会場】竹林公園

【対象】小・中学生（小学生は保護者同伴）

【定員】先着15人

申し込みと詳しくは4月2日（火）～9日（火）の午前9時～午後5時に、電話または電子メール（kankyosesisku@city.higashikurume.lg.jp）で環境政策課☎470・7753へ。

31年度 市民農園利用者を追加募集します

市民農園に若干の空き区画が出たため、利用者を追加募集します。ぜひご応募ください。

【利用期間】本年12月末まで

【募集農園】小山農園（小山三丁目）▼幸農園（幸町二丁目）▼下里農園（下里二丁目）▼浅間農園（浅間町二丁目）▼前沢農園（前沢三丁目）▼神宝農園（神宝町一丁目）

【区画面積】いずれの農園も1区画16平方㍍

【定員】先着若干名（定員に達した後は補欠での受け付け）

【利用料】月額500円

【ご注意】既に利用している方は申し込めません

【その他】運営方法などの詳細は市民農園利用者募集案内をご覧ください（市ホームページから閲覧できます）

申し込みは市民農園利用申込書に必要事項を記入の上、産業政策課農政係（市役所6階）へ持参してください。

詳しくは同係☎470・7743へ。

31年度東京都子育て支援員研修（第1期4月募集）の受講者を募集します

子育て支援分野に従事する上で、必要な知識や技術などを有する「子育て支援員」の養成研修です。

今回の募集は、「地域保育コース」です。

詳細は、東京都福祉保健財団ホームページ（http://www.fukushizaidan.jp/111kosodate-shien/）をご覧ください。

詳しくは同財団☎03・3344・8533へ。

耐震相談会 4月は12日（金）に開催します

市では年6回、無料耐震相談会を実施します。相談者が持参した図面を基に、住宅の簡易診断などを行います。

【日時】下表の通り

【会場】市役所1階屋内ひろば

【相談員】東久留米建築設計協会会員

【費用】無料

申し込みは各相談日の前日までに、電話で同協会事務局（桑原建築設計事務所）☎476・1515へ。

※当日の申し込みもできますが、お待ちいただく場合があります。また、図面などがあれば、持参してください。

詳しくは施設建設課☎470・7756へ。

耐震相談会年間日程

日時	
4月12日（金）	午後2時～5時
6月14日（金）	
8月9日（金）	
10月11日（金）	
12月6日（金）	
翌年2月14日（金）	

低利率で資金をあっせんします 市の各種資金融資制度をご利用ください

市では、市内の中小企業者（金融保険業・不動産業・風俗営業を除く）に、低利率で融資資金をあっせんしています。また、利用する方の負担を軽減するために、利子や信用保証料の一部を市が助成しています（下表「利率」「利子補給」欄参照）。

申し込み受け付け後に、書類の審査と実質調査を行います。融資までに4週間前後かかりますので、利用の際は早めに申し込んでください。

※この他に「中小企業資金融資制度」「大規模小売店舗へ出店する中小企業者への融資制度」もあります。

詳細は市ホームページをご覧ください。

詳しくは産業政策課労政商工係☎470・7743へ。

小口零細企業資金融資制度　31年度

○共通要件
①適切なる事業計画を有し、返済見込みが確実であること
②東京信用保証協会の信用保証を得られること
③当該事業を営むために許可、認可、登録、届出などを必要とする業種にあっては、当該許可などを受けていること
④現在かつ将来にわたって、暴力団員などに該当しないこと。暴力団員などが経営を支配していると認められる関係などを有しないことおよび暴力的な要求行為などを行わないこと　※原則、法人の場合は、企業経営上責任ある役員の連帯保証が必要です。

○東京都「小規模企業向け融資（小口）」の保証料補助との併用について
1　運転資金、2　設備資金、3　併用資金、4　経営安定化資金は、東京都「小規模事業向け融資（小口）」の都の保証料補助を併用して利用できる場合があります。
各資金別に定められた各要件に加え、法人税、事業税、その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納が無いことが要件となります。

制度・条件	融資要件		融資対象	融資限度額※1	利率※2	利子補給	融資期間
1 運転資金	［法人］ ①小規模企業者であること ②市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること ③同一事業を引き続き1年以上営んでいること ④市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税、固定資産税）を完納していること	［個人］ ①小規模企業者であること ②市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接4市（西東京、小平、東村山、清瀬）に有すること ③同一事業を引き続き1年以上営んでいること ④市税の納税義務者であって、納付すべき市税等（市民税・都民税、固定資産税、国民健康保険税）を完納していること	事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金などの流動的な資金	700万円	1.875%	0.9%	7年以内（6カ月）
2 設備資金			店舗、工場または倉庫の増改築および機械器具などの購入に必要な資金	1,000万円			
3 併用資金			運転資金および設備資金（運転資金分については700万円を上限）				
4 新規開業資金 5 特定創業資金 ※4および5の融資資金は、よりDの要件を満たすこと。融資はAまたはBの一方が該当すること。	A［会社を設立しようとする方］ ①申し込みの際に市内に住所を有すること ②法人を設立して市内に、融資を受けた日から起算して3カ月以内に創業することで該当すること ③創業することにより、小規模企業者に該当すること ④市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税、固定資産税）を完納していること	B［個人で事業を営もうとする方］ ①申し込みの際に市内に住所を有すること ②市内若しくは近隣4市に事業所を有し、融資を受けた日から起算して3カ月以内に創業することで ③創業することにより、小規模企業者に該当すること ④市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税、固定資産税）を完納していること	4　新規開業資金 事業を新規に開始（事業を開始してから1年未満の場合も含む）する際の運転資金および設備資金	500万円	1.7%	0.9%	7年以内（6カ月）
	C［法人］　※創業1年未満の方。 ①市内に本店所在地を有すること ②創業することにより、小規模企業者に該当すること ③市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税、固定資産税）を完納していること	D［個人］　※創業1年未満の方。 ①申し込みの際に市内に住所を有すること ②市内もしくは近隣4市に事業所を有すること ③創業することにより、小規模企業者に該当すること ④市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税、固定資産税）を完納していること	5　特定創業資金 特定創業者が事業を新規に開始（事業を開始してから1年未満の場合も含む）する際の運転資金および設備資金	700万円	1.3%	0.7%	7年以内（12カ月）
	※特定創業資金の場合は経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定に基づく証明書。						
6 経営安定資金	［法人］ ①小規模企業者であること ②市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること ③同一事業を引き続き1年以上営んでいること ④市税の納税義務者であって、納付すべき市税（法人市民税、固定資産税）を完納していること ⑤最近3カ月間または1年間の売上高（生産高）が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること	［個人］ ①小規模企業者であること ②市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または市内または隣接4市（西東京、小平、東村山、清瀬）に有すること ③同一事業を引き続き1年以上営んでいること ④市税の納税義務者であって、納付すべき市税等（市民税・都民税、固定資産税、国民健康保険税）を完納していること ⑤最近3カ月間または1年間の売上高（生産高）が、前3年のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少していること	運転資金として使用し、事業に必要な原材料の仕入金および、給料の支払いに必要な資金などの流動的な運転資金	300万円	1.875%	1.2%	5年以内（6カ月）

※1　申込時点で、中以金額と信用保証協会の保証付融資残高との合計が2,000万円以下であること。
※2　利率の適用は融資実行年月日の該当する年度となります。

市民伝言板

会員募集

◆東久留米ラジオ体操連盟　毎日午前6時10分～7時、ひばりが丘団地・滝山団地・柳窪集会所で。☎471・1472へ。

◆くるめ太極拳　第1・第3木曜日午前9時半～正午、生涯学習センターで。☎090・2210・5305へ。

◆日高・彩会会　第1土曜日午前9時半～正午、生涯学習センターで。☎047・376へ。

◆亀塚なつかし歌声会（ルーム）　第2・第4水曜日の午後1時半～3時半、さいわい福祉センターで。☎1・5742へ。

◆ゆめ太極拳　第1・第3木曜日の午前10時～正午、中央町1区センターで。☎090・2210・5305へ。

◆ニュースポーツ　毎月第1・第3土曜日午前9時半～正午、生涯学習センターで。☎047・376へ。

◆ゲートボール連盟　毎日午前9時～正午を午後1時～3時、滝山・本町・東小のコートで。☎090・4242・7173へ。

◆ヨガ青年野球　月2回、日曜日午前9時～午後3時頃、柳窪グラウンドで。☎090・4376・0554へ。

催し

◆さくら&良観祭　さくら&良観祭実行委員会　4月14日（金）午前9時半～午後6時半、市役所庁内ひろばに集まって演奏。参加費300円。

◆市民ボランティア講座　毎月第1・第3土曜日、滝山本町ボランティアセンターで。☎090・2250・8331へ。

◆